

施設概要

名称	介護老人保健施設「幸陽荘」
所在地	〒036-8072 弘前市大字清野袋字岡部433番地1号
開設年月日	平成4年5月26日
建物	療養室（多床室） 4人部屋 — 20室 ・ 個室 — 20室 浴室、機能訓練室、食堂等
定員	入所 100名 通所 30名
職員	施設長（医師）、介護支援専門員、看護師、介護福祉士、 理学療法士、作業療法士、管理栄養士、調理員、 支援相談員、事務員他

幸陽荘は「福祉の心」と共に歩み
心豊かな生活を支援します。

相談・見学と利用お申し込み

- ・申し込みの前に必ずご相談下さい。支援相談員が詳しくお話をお伺いします。
- ・施設を見学することもできますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

相談見学受付時間：

平日 8時30分～17時30分

（時間外をご希望の場合は必ず事前にご相談下さい。）



個人情報保護について

- ・当施設は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えております。
- ・施設として「個人情報保護に関する方針」を定めており、職員及び関係者に周知徹底を図り個人情報保護に努めております。規定内容は施設内に掲示しておりますが、詳しくお知りになりたい場合は、支援相談員までおたずね下さい。

介護老人保健施設 幸陽荘のご案内

〒036-8072 弘前市大字清野袋字岡部433番地1号

電話 0172-37-8311

社会福祉法人

誠 風 会



介護老人保健施設幸陽荘で受けられるサービス

*** 長期入所療養介護 ***

◎ サービス内容 ◎

在宅生活への復帰を目指し一人ひとりの状態に応じたりハビリテーションを実施し
医師、看護師、介護福祉士、管理栄養士などが連携して健康管理を行います。

◆ 対象者

- ・介護保険被保険者で要介護区分1～5に該当している方
- ・日常的に専門医の診察や治療、検査などの必要がなく、病状安定期にあり、当施設に
おける医師の医学管理が可能な状態にある方

◆ 基本利用料金 ※一定以上の所得のある方は負担額が2割になります

基本 利用 料			1割負担金	居住費	食 費	1日合計	月額（30日）
	要介護 1	多床室	768円	370円	1,380円	2,518円	75,540円
		従来型個室	695円	1,500円		3,575円	107,250円
	要介護 2	多床室	816円	370円		2,566円	76,980円
		従来型個室	740円	1,500円		3,620円	108,600円
	要介護 3	多床室	877円	370円		2,627円	78,810円
		従来型個室	801円	1,500円		3,681円	110,430円
	要介護 4	多床室	928円	370円		2,678円	80,340円
		従来型個室	853円	1,500円		3,733円	111,990円
	要介護 5	多床室	981円	370円		2,731円	81,930円
		従来型個室	904円	1,500円		3,784円	113,520円

従来型個室 A:1,500円 B:1,200円 C:1,000円

- *ご本人の属する世帯の課税状況によって食費と居住費が減額されることがあります。
- *介護職員処遇改善加算として1ヶ月の利用単位数(1割負担+加算)に2.7%を乗じた
単位数が加算されます。

加 算 項 目	初期加算(初回入所後30日間限定)	1日 30円	900円/月額
	栄養ケアマネジメント加算	1日 14円	420円/月額
	夜勤体制加算	1日 24円	720円/月額
	サービス体制強化加算(I)イ	1日 18円	540円/月額
	口腔機能維持管理体制加算	30円/月額	

- *上記のほか「療養食加算」など個人に応じたサービス内容により加算項目が追加される場
合があります。

選 択 に よ る 加 算	理美容代	実費(1,800円～4,500円)	
	おやつ代	1日 50円	
	洗濯代	実費(業者委託 280円/kg)	
	日用品費	1日 180円	
	電気器具使用料	シェーバーの充電器以外のもの1品につき 50円/日	

介護老人保健施設とは

入所介護施設の種類の、当施設のような介護老人保健施設(ろうけん
と略されることもあります)や、特別養護老人ホーム、グループホーム、
ケアハウスなど多岐にわたり、利用できる対象の方も限定され、制度は
複雑化しています。

その数ある中の施設選びに間違ってしまうと、ご本人ご家族とも
「こんなはずではなかった」ということにもなりかねません。

その数ある福祉施設の中で介護老人保健施設とはどのようなことを行
う施設なのでしょう。

いくつかの要件で分類してみましょう。



どんな方が対象ですか？

介護保険制度にて運営していますので、**介護保険が適用される方が対象**です。具
体的には要介護1から要介護5と認定された方で原則は65歳以上の方ということ
になります。(特定疾病に認定された40歳から64歳までの方も利用可能です。)

日常的に専門医の診察や治療、検査等の必要がない**病状が安定している方が対象**
です。

認知症の有無は特に問いませんが、他の利用者の方々に危害や迷惑をかけるよう
な行為等のある方は入所を御遠慮いただくことがあります。



どのようなことを行うのですか？

介護老人保健施設はリハビリテーションを中心とした医療サービスを提供し、在宅
復帰を目的としています。このため、医師、看護師、介護職員に加え、理学療法士、
作業療法士等リハビリテーションに特化した職種も配置しています。

その他、施設内での日常生活に必要な食事、入浴、排泄、レクリエーションなども
支援・介助を行っており、管理栄養士、介護支援専門員(ケアマネージャー)、支援
相談員など多職種協働でご利用者のニーズに応じております。



いつまで入所できますか？

基本的には、一生涯に渡って入所して生活をするところではなく、あくまで在宅復帰を目的とした中間施設としての位置づけがされております。

3ヶ月ごとに施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、自宅での生活に戻るために必要な身体状況、家庭環境などを勘案したうえで、退所後における生活に支障がないようにサポートします。

しかし、ご家庭の事情やご本人の心身状態によっては、継続的な入所や終末期対応に関してもご相談に応じますので支援相談員までご相談下さい。



リハビリはどういったことをするのですか？

入所者お一人に対しひとつのケアプランを作成し、それに基づいて歩行訓練や立位訓練、関節可動域訓練、作業訓練などのリハビリテーションを、理学療法士、作業療法士が行っています。

また介護老人保健施設では、日頃の車椅子の駆動や手すりを使つての移動など、施設での日常生活全てをリハビリテーションとして考えています。その方への介助が今現在どこまで必要なのか、その方が現在有している身体機能がどの程度あり、課題が何なのかを見極めお世話いたします。



入所してからも今までのかかりつけ医に診てもらえるのですか？

介護老人保健施設は、入院治療の必要のない病状の安定した要介護者を入所対象とし、施設生活の中で療養上必要な医療を提供するために医師や看護師が配置されています。

ですから、入所されている方の日常的に必要な診察や投薬などの医療サービスに関しては当施設の医師が担当いたします。入所している方が他の医療機関を受診した場合は保険請求ができないことになっていますので、原則的には入所後に他の医療機関を受診に行ったり、薬をもらうことはできません。

ただし、介護老人保健施設での治療が提供困難な歯科や、特殊な治療を行う場合など幾つかの診療科目では他科受診が認められています。

入所後の他医療機関受診について、詳しいことをお聞きになりたい場合は、支援相談員までご相談下さい。

※※ 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） ※※

◎ サービス内容 ◎

在宅で生活している方で、介護者の方の病気や旅行、農繁期などで一時的に介護ができない時や、介護者の方の休養のために短期間入所し日常的に必要な医療管理や看護、介護、リハビリテーションなどを受けることができます。

◆対象者

・介護保険被保険者で介護度区分が要支援1、2か要介護1～5に該当している方

◆基本利用料金 ※一定の所得のある方は負担額が2割になります

基本 利用 料			1割負担金	居住費	食 費	1日合計
	要支援 1	多床室	608円	370円	朝食 390円	2,358円
		従来型個室	575円	1,500円		3,455円
	要支援 2	多床室	762円	370円		2,512円
		従来型個室	716円	1,500円		3,596円
	要介護 1	多床室	823円	370円	昼食 510円	2,573円
		従来型個室	750円	1,500円		3,630円
	要介護 2	多床室	871円	370円		2,621円
		従来型個室	795円	1,500円		3,675円
	要介護 3	多床室	932円	370円	夕食 480円	2,682円
		従来型個室	856円	1,500円		3,736円
	要介護 4	多床室	983円	370円		2,733円
		従来型個室	908円	1,500円		3,788円
	要介護 5	多床室	1,036円	370円		2,786円
		従来型個室	959円	1,500円		3,839円

従来型個室 A: 1,500円 B: 1,200円 C: 1,000円

*食費は1食算定です。1日合計には食事を3食提供した場合の金額が記載してありますので参考にしてください。

*ご本人の属する世帯の課税状況によって食費と居住費が減額されることがあります。

*介護職員処遇改善加算として1ヶ月の利用単位数（1割負担＋加算）に2.7%を乗じた単位数が加算されます。

加 算	夜勤体制加算	1日 24円
	サービス体制強化加算（I）イ	1日 18円

*上記のほか「個別リハビリテーション実施加算」「療養食加算（23円/日）」など個人に応じたサービス内容により加算項目が追加される場合があります。

選 択 に よ る 加 算	理美容代	実費（1,800円～4,500円）
	おやつ代	1日 50円
	洗濯代	実費（業者委託 280円/kg）
	日用品費	1日 180円
	電気器具使用料	シェーバーの充電器以外のもの1品につき 50円/日
	送迎加算	片道 184円

※※※ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリ) ※※※

◎ サービス内容 ◎

在宅で生活しながら当施設に日帰り通って入浴や食事、レクリエーションや必要なリハビリテーションなどを受けることができます。

◆ 対象者

- ・介護保険被保険者で介護度区分が要支援1、2か要介護1～5に該当している方

◆ 基本利用料金 ※一定以上の所得のある方は負担額が2割になります

	要介護度	1割負担金	入浴加算	食事代	体制強化加算	合 計
基本利用料	要介護1	726円	50円	450円 (おやつ含む)	18円	1,244円
	要介護2	875円				1,393円
	要介護3	1,022円				1,540円
	要介護4	1,173円				1,691円
	要介護5	1,321円				1,839円

*介護職員処遇改善加算として1ヶ月の総利用単位数(1割負担+加算)に3.4%を乗じた単位数が加算されます。

◆ 介護予防通所リハビリテーション料金

※一定の所得のある方は負担額が2割になります

	要介護度	1ヶ月定額	体制強化加算	運動器機能向上加算	合 計
基本利用料	要支援1	1,812円	72円/月	225円/月	2,109円
	要支援2	3,715円	144円/月		4,084円

*介護職員処遇改善加算として1ヶ月の総利用単位数(1割負担+加算)に3.4%を乗じた単位数が加算されます。

*食事代は利用毎に450円かかります。

*送迎代、入浴代は基本利用料に含まれております。



ショートステイってなんですか？

介護老人保健施設では「短期入所療養介護」と呼ばれており、在宅で生活している方が利用できるサービスのひとつです。

介護をするご家族が所用のためご本人の介護ができない場合や、日々の介護から離れてリフレッシュする時間が欲しいなど、理由はさまざまですが、2泊3日、1週間など期間を設定し、その短期間のみ施設に入所することを指します。

対象者は介護保険証を有する要支援1の方から要介護5の方までで、このうち要支援1、要支援2に該当される方は『介護予防短期入所療養介護』という名称のサービスになります。毎月の在宅サービスに組み入れることとなりますので在宅で担当されているケアマネージャーさんにご相談下さい。



デイケアってなんですか？

通所リハビリテーションと呼ばれており、施設からご自宅までお迎えに行き、お食事や入浴、レクリエーションや必要なリハビリテーションなどを行い、夕方にご自宅まで送するという、在宅で生活している方のための日帰りサービスのことです。

対象者は要支援1の方から要介護5の方までで、このうち要支援1、要支援2に該当の方は『介護予防通所リハビリテーション』という名称のサービスになります。

利用の回数は介護度やご本人の状況などで頻度に違いがあります。「家のお風呂に入るのは大変なので」「いつまでも元気でいたいからリハビリを頑張りたい」など利用されているお一人おひとりの目標を踏まえた計画に沿って支援をいたします。

